

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から4月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成23年1月26日

新潟市長 篠田 昭

1 大規模小売店舗の名称，所在地及び設置者

名称 CoCoLo万代

所在地 新潟市中央区花園1丁目1番1号

設置者 株式会社トッキー

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

荷さばき施設の位置

(変更前)届出書に添付された図面のとおり

(変更後)届出書に添付された図面のとおり

廃棄物等の保管施設の位置

(変更前)届出書に添付された図面のとおり

(変更後)届出書に添付された図面のとおり

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)午前7時00分から午後6時00分

(変更後)午前6時00分から午後10時00分

3 変更を予定する年月日

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

平成23年9月19日（但し、軽微変更と認められた場合、その日以降）

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

平成23年1月19日

4 変更しようとする理由

新潟駅連立高架事業に伴う、店舗施設計画の変更のため。

5 届出年月日

平成23年1月18日

6 縦覧場所

新潟市経済・国際部商業振興課及び新潟市中央区役所地域課

7 縦覧期間

平成23年1月26日から平成23年5月26日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項，意見書の提出方法その他の問い合わせ先
商業振興課商業振興係

電 話 025 - 226 - 1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp